

業務名：百合が原公園樹木伐採業務

業務委託費 円

業務価格 円

消費税等相当額 円

業務概要

百合が原公園におけるポプラを主体とする旱生樹種の伐採(計14本)を行うものである。

業務の場所

百合が原公園(札幌市北区百合が原公園210番地)

【位置図参照】

履行期間

契約締結日から令和8年3月27日までとする。

仕様書等

本業務に係る仕様は「特記仕様書」によるほか、仕様書に記載がない事柄については、「札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書※」によるものとする。契約書、仕様書等との間に相違がある場合は、受託者は担当職員に確認して協議のうえ決定するものとする。

※https://www.city.sapporo.jp/ryokuka/nyuusatsu/keiyakujouhou/ippankoubo/2025/2025_1001/documents/r7kyotsushiyosyo.pdf

内訳書の表記について

設計内訳書の表記については、下記の通り読み替えを行うこととする。

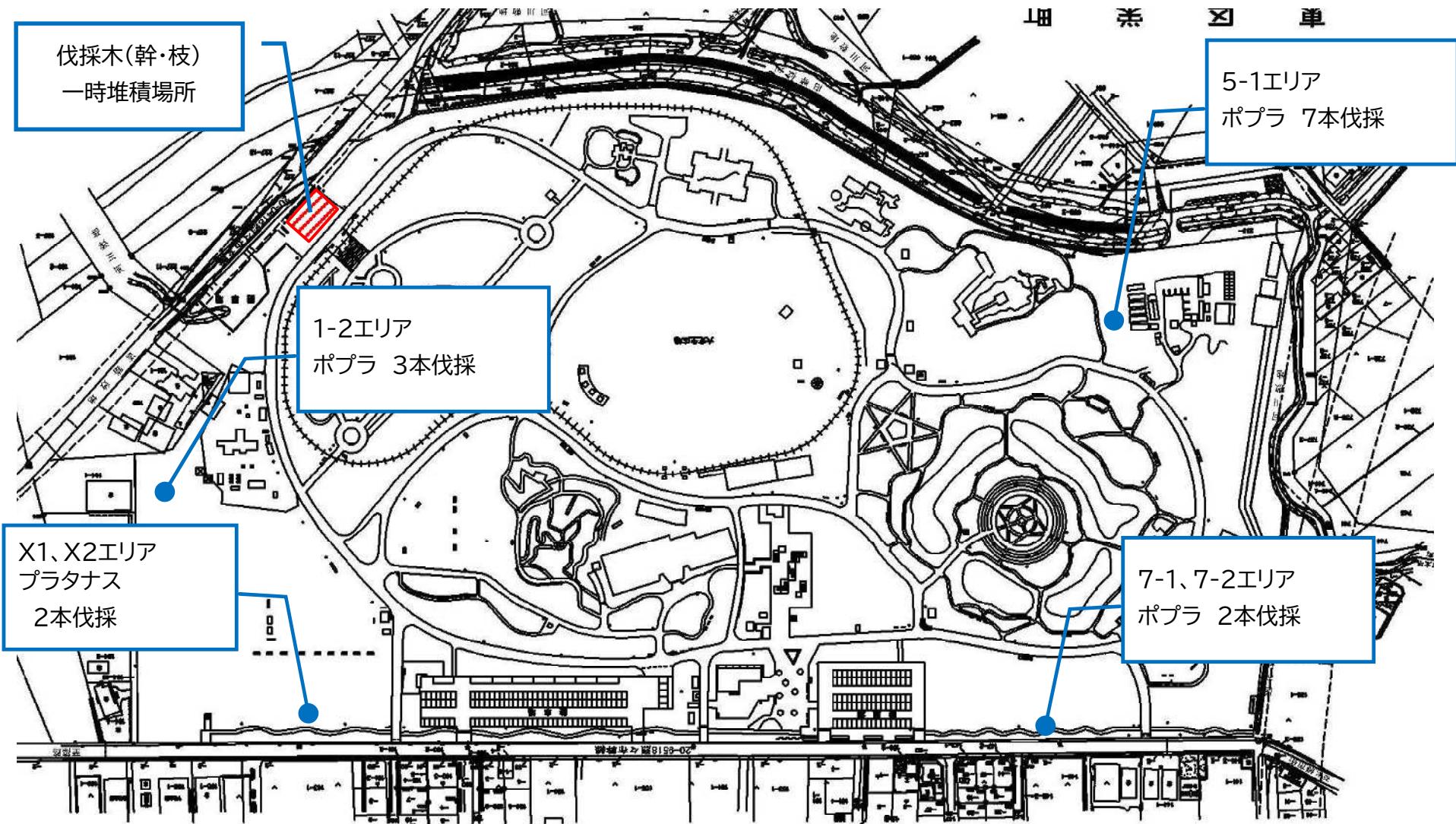
- | | | | |
|---------|---------|--------|---------|
| ・ 工事番号 | → 業務番号 | ・ 純工事費 | → 純業務費 |
| ・ 工事名 | → 業務名 | ・ 工事原価 | → 業務原価 |
| ・ 工事区分 | → 業務区分 | ・ 工事価格 | → 業務価格 |
| ・ 直接工事費 | → 直接業務費 | ・ 工事費計 | → 業務委託料 |

特記仕様書

- 1 受託者は、本業務を実施するにあたり、指揮監督するための業務責任者を1名定めること。また、現場着手前に役務内容の詳細について、担当職員と十分に協議し、次の書類を提出するものとする。
①着手届 ②業務責任者指定通知及び経歴書 ③役務日程表
- 2 受託者は、本業務の完了後、速やかに次の書類を提出するものとする。
①完了届 ②業務報告書(業務写真や廃棄物や売却物の伝票(写)含む)
なお、業務写真は、作業の前後だけではなく、作業中の写真も提出すること。
- 3 公園内に車両進入する場合は、管理事務所に車両進入許可申請が必要である。
作業の実施にあたっては、実施方法及び実施時期等について、担当職員だけでなく、公園の管理事務所(指定管理者)と十分に協議して決定すること。
- 4 伐採時の切株の高さは、G.Lから30～50cm程度で残すことを基本とする。
- 5 伐採木の主幹・枝葉の売却については「札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書(令和7年度版)」3施設管理-3(5)による。
百合が原公園内の一時堆積場(仮置場)に伐採木を堆積し、買取者が搬出することを前提としている。
可能な限り、長材売却が可能となる規格での切断を心掛けることとし、タンコロ材とは区別して仮置きすること。
- 6 伐採作業に伴い発生した材は、基本的に全量売却対象となることから、可能な限り細かな材もトンパック等で保管管理し、一般廃棄物としての処分量を減らすよう心掛けること。
- 7 作業によって発生する材は、想定(計算)値であることから、廃棄物や買取量によって設計変更の対象とする。
- 8 当公園は多くの木製ロープ柵に囲われた花壇が設置されており、その中にはユリを中心とした球根が植えられている。重機が直接入り込めない場所や、養生、作業後の復旧が必要となる場合があるので、くれぐれも注意すること。
ツリークライミングにより作業を行う場合は、作業従事者はツリークライミング、ロープワークに関する講習を終了し、かつ20m程度の樹木の伐採の実務経験者が作業に当たること。

位 置 図





対象樹木一覧表

エリア	公園	樹種	樹高H	幹周C	伐採規格(準用)	備考
1-2	百合が原公園	ポプラ	32m程度	1.80	210≤C<270	樹高を勘案し規格を準用
1-2	—	ポプラ	32m程度	2.30	210≤C<270	
1-2	—	ポプラ	32m程度	2.00	210≤C<270	樹高を勘案し規格を準用
5-1	—	ポプラ	35m程度	2.60	270≤C<330	樹高を勘案し規格を準用
5-1	—	ポプラ	35m程度	3.00	270≤C<330	
5-1	—	ポプラ	35m程度	2.60	270≤C<330	樹高を勘案し規格を準用
5-1	—	ポプラ	32m程度	2.40	210≤C<270	
5-1	—	ポプラ	32m程度	2.30	210≤C<270	
5-1	—	ポプラ	35m程度	3.00	270≤C<330	
5-1	—	ポプラ	30m程度	1.00	210≤C<270	樹高を勘案し規格を準用
7-1	—	ポプラ	22m程度	3.20	270≤C<330	
7-2	—	ポプラ	23m程度	2.40	210≤C<270	
X1	—	プラタナス	22m程度	1.30	210≤C<270	樹高と葉張りを勘案し規格を準用
X2	—	プラタナス	22m程度	1.40	210≤C<270	樹高と葉張りを勘案し規格を準用

※5-1エリア のハルニレは伐採対象外

業務委託費総括表

区分	工種	単位	公園		合計
直接業務費	百合が原公園樹木管理	1式			
	作業準備及び材処分	1式			
	合計	1式			
共通仮設費	共通仮設費(率計上)	1式			
	合計	1式			
純業務費		1式			
現場管理費		1式			
業務原価		1式			
一般管理費		1式			
業務価格		1式			
消費税等相当額	10%	1式			
業務委託費		1式			

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	百合が原公園樹木伐採業務	当初		事業区分	公園緑地整備・改修	
						工事区分	危険木伐採	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量		数量増減	摘要
	危険木伐採			式	1			
	標準作業			式	1			
	樹木管理			式	1			
	百合が原公園樹木管理			式	1			内-1号
	作業準備及び材処分			式	1			内-2号
	直接工事費			式	1			
	共通仮設費			式	1			
	共通仮設費（率計上）			式	1			
	純工事費			式	1			
	現場管理費			式	1			
	工事原価			式	1			
	一般管理費等			式	1			

設計内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 1号内訳書	百合が原公園樹木管理			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2025.12 2025.12 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
樹木伐採	210cm≤C<270cm (みどりの推進部策定歩掛準用) ,運搬費別途計上	本	9		単一 1号
樹木伐採	270cm≤C<330cm (みどりの推進部策定歩掛準用) ,運搬費別途計上	本	5		単一 2号
現場発生品及び支給品運搬	クレーン装置付4~4.5t積、吊能力2.9t 有り 1.5km以下	t	79		
現場発生品及び支給品運搬	クレーン装置付4~4.5t積、吊能力2.9t 有り 11.5km以下	t	3		
現場発生品及び支給品積込 ・荷卸	クレーン装置付4~4.5t積、吊能力2.9t	t	82		
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 2号内訳書	作業準備及び材処分			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2025.12 2025.12 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
木くず処理	事業系一般廃棄物 木くず等（破碎、焼却）税抜 全ての間接費対象外 ※令和8年1月以降の単価	t	3		単一 3号
木材買取	長材買取（m3換算：空隙率50%）幹材(末口 φ 6-50cm*L、全ての間接費対象外	m3	5		単一 4号
木材買取	枝条・タコロ買取 土は極力除くこと 全ての間接費対象外	t	75		単一 5号
人力除雪		m3	42		単一 6号
工事区域内除雪工（平面部 ）	500m2未満	m2	400		単一 7号
交通誘導警備員B		人	14		
合 計					